参考様式９－７

誓　約　書

　　年　　月　　日

　　長　様

所在地

申請者

名　称

代表者名

住所

申請者が、介護保険法第１１５条の４５の５第２項の指定基準及び介護予防・日常生活支援総合事業の指定事業者の指定等に関する要綱第２条の要件を満たす者であることを誓約します。

また、指定を受けた場合は、当該基準に従って適正に第１号事業を行うことを、併せて誓約します。

記

|  |
| --- |
| 【介護保険法　第１１５条の４５の５第２項】  （指定事業者の指定）  第百十五条の四十五の五 　第百十五条の四十五の三第一項の指定（第百十五条の四十五の七第一項を除き、以下この章において「指定事業者の指定」という。）は、厚生労働省令で定めるところにより、第一号事業を行う者の申請により、当該事業の種類及び当該事業の種類に係る当該第一号事業を行う事業所ごとに行う。  ２ 　市町村長は、前項の申請があった場合において、申請者が、厚生労働省令で定める基準に従って適正に第一号事業を行うことができないと認められるときは、指定事業者の指定をしてはならない。  【介護保険法施行規則　第１４０条の６３の６】  （法第百十五条の四十五の五第二項の厚生労働省令で定める基準）  第百四十条の六十三の六 法第百十五条の四十五の五第二項に規定する厚生労働省令で定める基準は、市町村が定める基準であって、次のいずれかに該当するものとする。  一 第一号事業（第一号生活支援事業を除く。）に係る基準として、次に掲げるいずれかに該当する基準  イ 介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十七年厚生労働省令第四号）附則第二条第三号若しくは第四条第三号の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十五号。ロにおいて「旧指定介護予防サービス等基準」という。）に規定する旧介護予防訪問介護若しくは旧介護予防通所介護に係る基準の例による基準又は指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十七号。ロにおいて「指定介護予防支援等基準」という。）に規定する介護予防支援に係る基準の例による基準  ロ 旧指定介護予防サービス等基準に規定する基準該当介護予防サービス（旧介護予防訪問介護及び旧介護予防通所介護に係るものに限る。）に係る基準又は指定介護予防支援等基準に規定する基準該当介護予防支援に係る基準の例による基準  ハ 平成二十六年改正前法第五十四条第一項第三号又は法第五十九条第一項第二号に規定する離島その他の地域であって厚生労働大臣が定める基準に該当するものに住所を有する居宅要支援被保険者等が、平成二十六年改正前法第五十四条第一項第三号又は法第五十九条第一項第二号に規定するサービスを受けた場合における当該サービスの内容を勘案した基準  二 第一号事業に係る基準として、当該第一号事業に係るサービスの内容等を勘案した基準（前号に掲げるものを除く。）  【介護予防・日常生活支援総合事業の指定事業者の指定等に関する要綱　第２条】  （指定事業者等の要件）  第２条　指定事業者及び指定の申請を行おうとする者（以下「指定事業者等」という。）は、法人であるものする。ただし、当該法人の役員等が市（町）の定める暴力団排除条例に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者である場合を除く。  ２　指定事業者等は、次の各号のいずれにも該当してはならない。  (１)　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者  　(２)　 介護保険法（平成９年法律第123号。以下「法」という。）その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「政令」という。）第35条の２で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者  　(３)　労働に関する法律の規定であって政令第35条の３で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者  (４)　社会保険各法又は労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）の定めるところにより納付義務を負う保険料、負担金又は掛金（地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による国民健康保険税を含む。以下この号において「保険料等」という。）について、申請日の前日までにこれらの法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく３月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等の全て（当該処分を受けた者が、当該処分に係る保険料等の納付義務を負うことを定める法律によって納付義務を負う保険料等に限る。）を引き続き滞納している者  (５)　法第115条の45の９の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して５年を経過しない者（当該取消しの処分に係る行政手続法（平成５年法律第88号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に役員等であった者で当該取消しの日から起算して５年を経過しないものを含む。）  (６)　申請者と密接な関係を有する者が、法第115条の45の９の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して５年を経過していない者  (７)　法第115条の45の９による指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第６条第１項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して５年を経過しない者  (８)　法第115条の45の７第１項の規定による検査が行われた日から法第70条第２項第７号の２に規定する聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき法第115条の45の９の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として市長が当該申請者に当該検査が行われた日から10日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に第６条第１項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して５年を経過しない者  (９)　第８号に規定する期間内に第６条第１項の規定による事業の廃止の届出があった場合において、申請者が、同号の通知の日前60日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員等で、当該届出の日から起算して５年を経過しない者  (10)　指定の申請前５年以内に居宅サービス等及び指定第１号事業に関し不正又は著しく不当な行為をした者  ３　指定事業者等の法人の役員等（法第70条第２項第６号に規定するもの。）は、前項第１号から第５号まで及び第７号から第10号までのいずれにも該当してはならない。 |